田川地区障がい者基幹相談支援センター事業業務委託評価基準表

田川地区基幹相談支援センター運営業務受託受託候補事業者については、次の基準により選定するものとする。

1 各評価項目の判断基準

	評価項目	評価の着眼点	配点
(1)	相談支援事業の実績	指定特定相談支援事業所、障害者相談支援事業(地域 相談支援センター)、基幹相談支援センターの運営実績があ るか。※田川圏域内外を問わない。	10 点
(2)	業務実施方針 (運営方針)	基幹相談支援センターの役割を理解し、適切な運営方針となっているか(一般的・総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・定着支援の促進の取組、権利擁護・虐待の防止、自立支援協議会の運営及び地域生活支援拠点等の整備)。 (例) ・一般的相談、総合的相談又は専門的相談に係る支援の対応や取り組みへの考え方・権利擁護や虐待防止に関する対応や体制の整備・相談支援事業者の指導・助言に対する考え方	15 点
(3)	地域の実情の把握	事業実施地域の特性を把握しているか。 (例) ・社会資源の把握や活用に関する考え方	5 点
(4)	関係機関との連 携と地域のネッ トワークづくり の実績、その実 施計画	障害者の相談支援体制(障害福祉サービス事業所等・ 指定特定相談支援事業所・地域相談支援センター・地 域リハビリテーションセンター等)、その他の関係機関 (医療機関など)との連携、地域のネットワークづく りの実績があるか。※実施地域を問わない。 (例) ・医療的ケア児への支援に係る連携 ・精神障がい者への支援における医療機関との連携	5点
(5)	個人情報保護の 取組と苦情解決 体制	ア 個人情報保護に関する考え方と取組が適切であるか。 イ 苦情解決体制が適切であるか。	5点
(6)	公平性・中立性 の確保のための 方策	運営経費については、公費を投入している意義を理解 し、公平性、中立性を確保できる視点はあるか。また、 公平性・中立性の確保に関する考え方と方策が適切で	5点

		あるか。		
(7)	職員配置等	ア 仕様書の職員体制を満たした提案となっているか。(実際に配置する職員が確定していない場合には、その計画が適切か。新規採用を行う予定がある場合には、採用計画が適切か。) イ 障害者の相談支援に関する実績・経験を有する人材を	10 点	
		配置する提案となっているか。 ウ 欠員が生じた際の対応策が適正であるか。		
(8)	人材育成、職員 の質の確保につ いて	ア 法人内・事業所内における人材育成、職員の質の確保に関する取組みが適切かどうか。 イ 法人として、基幹相談支援センター業務に関するフォロー体制が適切かどうか。 ウ 田川圏域内の相談支援専門員への人材育成等に関する考え方	10 点	
(9)	事業の安定運用 (法人運営等)	基本的な法人概要(事業開始の年数や財務基盤、従業員数など)から、安定的なサービスの提供が見込めるか。	5点	
(10)	虐待防止センタ 一に係る視点	ア 過去5年間の申請法人内での虐待認定の有無及びそれ に係る対応状況 イ 虐待防止対策に向けた申請法人内での取組	10 点	
(11)	その他評価	ア 基幹相談支援センター業務に対する理解、姿勢、熱意等が認められるか。イ 仕様内容を遂行ができるかの裏付け、根拠があるか。	5 点	
(12)	見積価格	見積額と上限額との割合から配点を行う。	15 点	
合計				

2 採点基準

(1)配点

1出席委員あたり 100 点を持ち点とし、出席委員数×100 点を総合計点とする。

(2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が50点以上とする。

3 選定方法

(1) 提案者が1事業者の場合

基準点を満たした場合、優先交渉事業者とする。

(2) 提案者が1事業者を超える場合

基準点を満たし、かつ総合計点が最も高い得点を得た事業者を本業務の優先交渉事業者と する。

同点の事業者がある場合は(2)、(8)及び(12)の項目の合計得点が高い事業者を優先 交渉事業者とする。

さらに(2)、(8)及び(12)の項目の合計得点が同点の場合は、くじ引きによるものとする。